

令和 7 年度学校経営方針

羽村市立富士見小学校長
市 川 晃 司

I はじめに

近年、少子化・高齢化、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきており、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、すべての児童の生き方に影響するものとなっている。また、3年間のコロナ禍は、社会や学校の在り方を大きく見直すきっかけになった。このような時代だからこそ、児童一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、変化を前向きにとらえ、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。

このような状況を踏まえ、文部科学省は、第4期教育振興基本計画において、日本発・日本社会に根差した※ウェルビーイングの向上として、以下の2点の必要性を示し、両者を調和ある形で一体的に向上させていくことが重要であると指摘している。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 個人が獲得・達成する能力や状態に基づくウェルビーイング（獲得的要素）<ul style="list-style-type: none">・自己肯定感 ・自己実現 など2 人とのつながり・関係性に基づくウェルビーイング（協調的要素）<ul style="list-style-type: none">・利他性 ・協働性 ・社会貢献意識 など |
|--|

本校の児童は純朴で向上心が高い。また、指示されたことには一生懸命取り組む。一方、自分で課題を見付け、主体的に解決することが苦手である。また、コミュニケーション不足によるトラブルが多い。

私は、こうした社会の動きや本校の児童の実態を踏まえ、「ウェルビーイング（獲得的要素）」を「夢」に、「ウェルビーイング（協調的要素）」を「感動」に置き換える。そして、

「夢いっぱい 感動いっぱい 富士見小学校」

を合言葉としてすべての教育活動に関連付け、子供たちに知・徳・体のいわゆる「生きる力」を十分かつバランスよく身に付けさせる。その結果、予測困難な社会に対して、たくましくそしてしなやかに生き抜く資質や能力を有した人間の土台作りを推進する。

※ウェルビーイング

- ・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
- ・多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念

Ⅱ 育成を目指す資質・能力

これからの変化の激しい予測困難な社会において、自分の夢に向かって主体的にたくましく、また、人や社会・自然環境等と協調しながらしなやかに生きていくための資質・能力

Ⅲ 学校教育目標

児童に上記の資質・能力を育成するため、以下の学校教育目標を定める。

- やさしく（徳）
- ◎かしこく（知）
- たくましく（体）

Ⅳ 学校教育目標を達成するための合言葉

「夢いっぱい 感動いっぱい 富士見小学校」

Ⅴ 目指す学校像

- 1 児童が夢と感動を実感できる学校
- 2 教職員が常に学ぶ姿勢のある学校
- 3 保護者が学校と一緒に児童を育てたいと思える学校
- 4 地域の核となれる学校

Ⅵ 期待する教師像

- 1 児童に夢と感動を与え、児童から夢と感動を引き出し、児童と夢や感動を共有できる教師
- 2 「人生１００年」の視点を持ち、児童一人一人を大切にする教師
- 3 教育公務員としての自覚を持ち、常に指導技術の向上を目指す教師
- 4 「チームＦＵＪＩＭＩ」の一員として同僚性を大切にし、高め合い、助け合うことができる教師
- 5 保護者・地域と一体となって児童を育てようとする教師

Ⅶ 基本方針

- 1 すべての教育活動に「めあて」「まとめ」「ふりかえり」を位置付け、児童の夢づくりを支援する。
- 2 すべての教育活動で相手（人・社会・自然等）を意識させ、児童に「感動」を実感させる。
- 3 人権尊重の視点から児童一人一人を大切にし、誰一人取り残さない学校づくりを推進する。
- 4 「知」「徳」「体」のいわゆる「生きる力」をバランスよく育む。
- 5 「人生１００年」の視点で児童を育てる。
- 6 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業改善を推進する。
- 7 保護者と一緒に児童を育てる学校づくり、地域の核となる学校づくりを進める。
- 8 カリキュラム・マネジメントを推進し、常によりより学校づくりを目指す。

Ⅷ 重点

1 人権教育の推進

(1) 人権教育を推進する基盤となる取組

- ① 児童一人一人の違いや特質を認め、尊重する教育をすべての教育活動に位置付ける。
- ② 「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」の指導を発達段階に応じて行う等、言語環境の整備に努める。
- ③ 週1回の道徳の授業を確実にを行い、「考え、議論する」授業を展開する。その際は、「はむらの道徳科授業指針」を参考にする。

(2) 人権尊重教育推進校の取組成果を踏まえた実践

- ① 重点とする人権課題を低学年は「子供」、中学年は「障害者」、高学年は「外国人」とするとともに、作成した人権教育年間指導計画を踏まえて教育活動を意図的・計画的に行う。
- ② 授業では、人権教育の視点とともに、「ふ（教材に触れる）」「じ（自分事として考える・自分で考える）」「み（みんなで考える・みんなで深める）」を意識する。
- ③ 言語環境と教室内外の環境整備を通して、児童一人一人を大切にする。
- ④ 学校生活満足度調査を行い、個別の児童支援及び魅力ある学級づくりに努める。
- ⑤ 「人権週間の取組」「あいさつ運動」「ユニセフの取組」「たてわり班活動」等を通じて、児童の人権意識を高める。

2 授業力の向上

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ⑥ 授業そのものが児童の「夢」と「感動」に結びついていることを意識しながら授業を行う。
- ⑦ 「はむらの授業指針」を参考に授業づくりを進める。
- ⑧ 学習指導要領の目標や内容を踏まえて授業づくりを行う。学習指導要領との関連については、「週ごとの指導計画」に記載する。
- ⑨ すべての単元（題材）、一単位時間に「めあて」を設定する。特に、一単位時間においては、児童とともに「めあて」を設定し、「まとめ」を行う。また、「振り返り」の活動を行い、次の学びにつなげる。この一連の流れが、児童の「夢」につながることを意識する。
- ⑩ 学習の進め方や自力解決の方法を全体で確認し、個別最適な学びにつなげる。自力解決で停滞する児童がいる場合は個別に支援を行い、すべての児童に達成感・成就感を味わわせる。（今年度重点）
- ⑪ ペアやグループ、全体で協働的な学びを行い、自分の考えを広げたり深めたりさせる。その後、自分で再考する時間を設ける。この一連の流れが、児童の「感動」につながることを意識する。（今年度重点）
- ⑫ 授業のねらいを達成するため、ICTを効果的な場面・方法で活用する。
- ⑬ 「富士見小学校 授業のルール」を全学級で実践することにより、学習規律を定着させる。

(2) 組織的な授業改善

- ① 高学年においては、一部教科担任制を行う。教員の得意分野を生かした授業を展開し、どの学級でも質が高く、均一な授業実践を行い、学力の向上を図る。
- ② 互いの授業を見合い学び合う雰囲気や体制をつくり、学校全体の授業力を向上

させる。

- ③ 家庭と連携し、家庭学習として「こっこつノート」に全校で取り組み、基礎学力の定着につなげる。

3 生活指導の充実

(1) 基本方針

児童誰もが「成長したい」「できるようになりたい」と願っていることを踏まえ、よさを最大限に伸ばすとともに、指導すべきことは毅然と指導する。

(2) 組織的な対応

- ① 誰にでも気持ちよくあいさつすることや、決められたルール、集団生活を送る上でのマナーを守ることにについて、生活指導主幹を中心として教職員が共通理解の下に指導を行う。
- ② 年度当初に授業規律を確立するための取組に注力し、誰もが安心して授業に参加できる環境を整える。
- ③ 言葉遣いについては、時と場合に応じた使い分けができるようにするとともに、授業中の呼称は全員「さん」付けで呼び合うように全学年で指導する。
- ④ SC、SSW等、専門的な立場からの意見を参考に、広い視点で児童支援に当たる。

(3) いじめ対応

- ① 「暴力」「いじめ」は絶対に許さないことを校長が宣言し、全教職員が共通理解のもと指導に当たる。
- ② 法令に基づく適切ないじめ認知を進めるとともに、特に社会通念上のいじめについては、重大な人権侵害であるとの認識の下、学校いじめ対策委員会委員長である校長が先頭に立っていじめ対応に当たり、組織的な対応を図る。週に一回、校内いじめ問題対策委員会を開催する。
- ③ なかよしアンケート及び日常の児童の様子を観察を通していじめの早期発見を図る。社会通念上のいじめを認知した際は、いじめ対応基本手順に基づき、可能な限り早期に対応が図られるようにする。
- ④ いじめの対応に当たっては、いじめ行為を受けた児童、いじめ行為を行った児童双方の保護者へ丁寧に説明するとともに、保護者の気持ちや背景にある事象等に配慮しつつ、協力していじめ対応に当たる関係づくりを行うようにする。

(4) 安全・安心を確保する取組

- ① 朝の会では健康観察を行い、必ず学級担任が児童一人一人を呼名して健康状態を把握する。また、その趣旨を学級全体に伝え、友達の健康状態を理解する大切さを理解させる。
- ② 計画的な安全指導、避難訓練等により、児童の危険を予測し回避する能力を高める。また、定期的かつ日常的な安全点検により、事故を未然に防ぐ。
- ③ 心肺蘇生法研修、AED研修を全教員が受講し、適切に対応する力を身に付ける。
- ④ アレルギー対応が必要な児童について、保護者と密に連携を図りつつ、教職員が研修を通して適切に対応する力を身に付ける。
- ⑤ 首から上のけがについては、養護教諭と管理職が必ず確認し、保護者に連絡をする。状況によっては、ためらわず救急車を要請する。

(5) Q-U調査（学校生活満足度調査）の実施

- ① 5月と10月の2回、アンケートを実施することにより、児童のやる気や学級での

居心地を測り、学級経営に生かす。

② 6月と11月に調査結果の研修会を実施し、その後の学級経営に生かす。

③ 構成的グループエンカウターの研修会を実施し、児童同士、児童と教員の温かい人間関係づくりを図る。

4 特別活動の充実

令和7・8年度羽村市教育研究指定校として、以下の研究主題・副主題の下、特別活動の充実を図る。

言葉の力で他者との関わりを広げ、調整・実践できる児童の育成

～話し合い活動と異年齢集団による交流を通して～

(1) 話し合い活動の充実

① 学級活動(1)「学級や学校における生活づくりへの参画」を中心に研究を行う。

② まずは、学級活動(1)のア「学級や学校における諸問題の解決」を中心に研究を行い、ウ「学校における多様な集団の生活の向上」につなげる。

(2) 異年齢集団による交流

① 本校の特色である「たてわり班活動」を更に充実させる。

② たてわり活動以外の異学年交流活動を更に充実させるとともに、年間指導計画の作成を行う。

③ 本校の枠に留まることなく、幼・保・小連携、小・中連携の新たな取組を計画・実施する。

5 特別支援教育の推進

(1) 校内体制の整備

① 3名の特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制を整える。週に1回、校内委員会を開催し、特に支援を要する児童について協議を行う。

② 通常の学級の担任と特別支援教室の巡回指導教員が密に連携を図りながら通室児童への指導・支援を行う。

③ 通常の学級の担任と特別支援教室の巡回指導教員は、特別支援教室専門員、特別支援教育支援員と連携を図り、重層的な指導・支援を行う。

④ 特別支援教育について、保護者や地域の方への理解・啓発を図る機会を設定する。

(2) 指導力の向上

① 誰もが生活しやすく学びやすい環境にするために、ユニバーサルデザイン化を図る。

② 特別支援教室巡回指導教員や外部の専門家の助言を受け、合理的配慮の検討・提供を行う。

6 不登校状況にある児童への支援

(1) 基本的な考え方

児童の将来に向けた社会的自立を目指すとともに、登校復帰に向けた取組を行う。

(2) 具体的取組

① 個に応じた教育機会の確保

心理職等と連携し、適切なアセスメントの下、当該児童及びその保護者に対し、現状において最も効果的であると考えられる学習機会確保のための方策を提案する。

② 別室指導の実施

「家庭と子供の支援員」「学校ボランティア」と連携し、常時別室（ステップアップルーム）での対応が可能な体制が整うことを目指す。別室には個の状況に合わせて、パーテーション等を活用し、臨機応変に学習環境を整える。

③ 一人1台端末の活用

Google「class room」の「meet」、チャット機能等を個の状況に合わせて有効活用し、対象児童と学校（学級・学年）をつなぎ、授業に参加する環境を整える。

7 家庭・地域等との連携

（1） 基本的な考え方

① 保護者と一緒に児童を育てることを大切にする。

② 学校は地域の核であり、多くの児童は将来、地域を担う人材になることを意識して教育活動を行う。

（2） コミュニティー・スクールによる社会総がかりで子供を育てる体制づくり

① 学校運営協議会において学校経営方針を説明、承認していただくことにより、保護者、地域とともに子供を育てる機運を高める。

② 既存の組織である学校ボランティア「スマイリーサポート」の更なる充実を図る。

③ 「PTA」「青少対」「町内会」等と更なる連携を深める。

（3） 情報発信・情報収集

① Google「class room」及び「form」の活用

家庭への情報発信及び家庭からの連絡受付等を円滑に進めるために、Google「class room」及び「form」を積極的に活用する。

② ホームページを最大限に活用し、保護者、地域の方に対し、最新の情報を随時お知らせできるよう更新頻度の向上を図る。